

独立行政法人日本学生支援機構

平成16年規程第32号

最近改正 令和6年規程第19号

役職員倫理規程を次のように定める。

平成16年4月22日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

役職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（非常勤を除く。以下「役職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって機構業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程において、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が、職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 役職員が、職務として携わる機構の業務において、当該ア、イに定める者

ア 会計規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第1号）第16条に規定する売買、賃貸借、請負その他の契約に係る業務において、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等又はこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

イ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第13条に規定された機構の業務と利害関係のある事業者及び個人

(2) 役職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役職員の利害関係者であるものとみなす。

(3) 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役

職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理行動規準)

第3条 役職員は、機構の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役職員は、法令及び機構の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第4条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (9) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者（第12条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。
- 3 第1項の規定の適用については、役職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の様態等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者（当該役職員が総務の業務を担当する理事である場合は、倫理監督者を理事長と読み替えるものとする。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 役職員は、同じ部署で勤務した関係又は機構等が行った研修若しくは機構等から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第6条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第7条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼職許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(役職員からの申請に対する許可又は承認)

第8条 役職員は、第4条第2項第8号の規定による許可又は第7条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ別記様式第1による飲食許可申請書又は別記様式第2による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第9条 役員及び職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号）第19条第1項第1号から第8号の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員（以下「課長補佐以上の職員」という。）は、事業所等から、金銭、物品その他財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員及び課長補佐以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、別記様式第3による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、理事長又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

(報酬)

第10条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、役職員の現在又は過去の職務に関係する講演等であつて役職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

(報告書の保存及び閲覧)

第11条 第9条の規定により提出された贈与等報告書は、これらを受理した理事長又はその委任を受けた者において、提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、理事長又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以降これを行うことができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、理事長又はその委任を受けた者が指定する場所でこれを行わなければならない。

（倫理監督者）

第12条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、機構に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、総務部の業務を担当する理事とする。

（倫理監督者への相談）

第13条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（理事長の責務）

第14条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 役職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 役職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、役職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

（倫理監督者の責務等）

第15条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からの第5条第2項又は第13条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 役職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 理事長を助け、役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (4) この規程に違反する行為があった場合にその旨を理事長に報告すること。

2 倫理監督者は、役職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(役職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第16条 役職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、理事長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、理事長は必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第17条 理事長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第19号)

この規程は、令和6年9月2日から施行する。

年 月 日

飲食許可申請書

殿

(所属)

(役職)

(氏名)

印

独立行政法人日本学生支援機構役職員倫理規程第 4 条第 2 項第 8 号ただし書の規定に基づき，下記のとおり飲食の許可を申請します。

記

- 1 飲食の目的及び必要性
- 2 飲食の日時及び場所
- 3 とともに飲食する利害関係者の所属，氏名，役職及び人数
- 4 同席する利害関係者以外の者の所属，氏名，役職及び人数
- 5 自己の負担する費用
- 6 その他必要な事項

受理 年 月 日

上記の申請を 許可する / 許可しない
(許可する場合) ただし，上記の申請の内容が変更された場合は，改めて申請を行うこと。

許可 年 月 日

(役職)

(氏名)

印

年 月 日

講演等承認申請書

殿

(所属)
(役職)
(氏名) 印

独立行政法人日本学生支援機構役職員倫理規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり講演等の承認を申請します。

記

- 1 講演等の目的及び必要性
- 2 講演等の日時及び場所
- 3 講演等の内容及び相手方
- 4 依頼を受けた利害関係者の所属、氏名及び役職
- 5 報酬の額
- 6 その他必要な事項

受理 年 月 日

上記の申請を 許可する / 許可しない
(許可する場合) ただし、上記の申請の内容が変更された場合は、改めて申請を行うこと。

許可 年 月 日

(役職)
(氏名) 印

贈与等報告書

殿

(所属)

(役職)

(氏名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者が贈与等を行った場合にあっては、その役職又は地位及び氏名（複数であるときは、代表する役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と役職員の職務との関係	

(注)

- 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、役職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、役職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、役職員が提供した人的役務の内容並びに役職員が当該役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者等への販売価額の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。
- 贈与等又は報酬の支払 1 件につき 1 枚に記入する。